

図書館システムを導入します

分館の図書利用が より手軽にできます

市では、支所地域の図書館分館にコンピュータで利用者管理や蔵書管理を行う「図書館システム」を導入します。
なお、システムの稼働は3月中旬を予定しています。

分館での図書の貸し出しは、これまで紙を使って行ってきましたが、これからは市図書館「煥章館」と同様に、図書に貼付されているバーコードをかざすだけで手続きが済むようになります。(一部を除く)

今回、分館に導入するシステムには、図書利用カード(図書館の利用機能を追加した住基カード、または

バーコードのカード)が必要になります。図書利用カードは、市図書館「煥章館」とすべての分館で利用できますので、すでに市図書館「煥章館」で利用登録されている方は、改めてカードを作成する必要はありません。

なお、システム導入後、カードをお持ちでない場合は、係員にお尋ねください。



図書に貼付されているバーコードをシステムにかざすだけで貸し出し手続きができる図書館システム



図書利用は図書館の利用機能を追加した住基カード(左)、またはバーコードのカード(右)で手続きができます

図書利用カード 事前申込み受付中

図書館システムの導入後、分館での図書利用カードの申込みが増え、窓口が混雑すると予想されるため、図書利用カードの事前申込みを受け付けします。

期間 2月28日(土)まで(これ以降は、システム導入後の作成となります)

受付場所 支所地域振興課、図書館分館
持ち物 身分を証明できるもの(免許証、住基カード、健康保険証など)

※カードの作成は無料です。
※市図書館「煥章館」でもこれまで同様作成いただけます。

問合せ先

生涯学習課
35-3155

相談から後見人までを支援

法人後見事業を 始めます

社会福祉協議会で2月10日からスタート

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力に不安を抱えている方の中には、介護サービスの契約、不動産や預貯金の管理などを自分で行うことが難しい場合もあります。

このような方を支援するため、家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」があります。社会福祉協議会では、法人として「法定後見人」を引き受ける「法人後見事業」を2月10日から始めます。

① 市内在住で判断能力が不



十分、もしくは全部失われた方

② 他に適切な法定後見人がいない方
事業内容

☆相談から後見人などの委任までを支援できるような事業を展開します。

◎ 権利擁護に関する相談

◎ 家庭裁判所への申立手続きなどの相談と支援

◎ 申立書類の作成支援

◎ 後見人としての受任を受けての後見業務

問合せ先

社会福祉協議会
35-0294